



小規模事業者持続化補助金の新類型

「共同・協業型」の公募要領が公開

「小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>」の公募要領が公開されている。本補助金は、地域の小規模事業者が連携して商品やサービスの開発、改良、ブランディング、販路開拓などに取り組む事業に対して、その経費の一部を補助するもの。申請主体となるのは、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合などの「地域振興等機関」で、10者以上の中規模事業者（参画事業者）を取りまとめ、共同で販路開拓に取り組む体制の構築が求められる。

補助対象事業は、「展示会・商談会枠」「催事販売枠」「マーケティング拠点枠」の3類型に分かれています。それぞれ評価指標と取組内容が設定されています。たとえば、展示会・商談会枠では新規リーチ数や新規取引先数、催事販売枠では来場者数や営業効率などが成果指標となる。補助金の上限額は1申請者あたり5,000万円で、補助率は経費区分ごとに「定額」または「3分の2以内」。

本補助金で重視されているのが、「ワンストップの取組であること」。これは単に展示会や物販イベントを開催するだけでなく、参画事業者の商品やサービスの魅力を高めるブランディング支援、生産・供給体制の整備、販路先との取引手続きの支援、さらには事業終了後のフォローアップまでを一貫して行うことを意味する。

本補助金の申請受付は令和7年4月25日に開始され、締切は同年6月13日（金）17時まで。

外国人旅行者向け免税制度 リファンド方式の運用ルールが明確化

令和7年度税制改正大綱で示された外国人旅行者向け免税制度の見直しに対応するため、4月1日付で消費税基本通達の一部改正が行われた。今回の改正は、現行制度の不適正な利用を防止し、将来的な「リファンド方式」の導入を視野に入れた運用ルールの明確化を目的としている。

特に注目されるのは、免税物品を購入した訪日外国人が、日本国内でその物品を他人に譲渡したり、所持させた場合には、消費税を同時に徴収するというルールが通達上明文化された点である（改正通達8-1-6、8-1-7）。この場合、譲渡した外国人だけでなく、譲り受けた者や媒介者にも連帯納付義務が生じ、税務署はそのいずれからも徴収できることが明示された。納税義務の発生日は、譲渡または所持させた日とされる。

また、制度全体としては、将来的な「リファンド方式」への移行も見据えた内容が整理されている。リファンド方式とは、外国人旅行者が商品購入時に一旦消費税を支払い、出国時に税関の確認を受けた後に、その消費税相当額が還付される仕組みだ。この方式により、実際に輸出された物品のみに免税が適用され、制度の透明性と実効性が向上することが期待されている。

さらに、今回の通達改正では、出国時に免税物品を所持していない場合には「輸出しないもの」と原則的にみなされる一方、EMSや輸出許可書などによって輸出が確認できる場合には、例外的に免税が認められるルールも併せて整備された。